

簡易評価型プロポーザル方式によるながおか新産業創造センター及びその周辺における産業政策ニーズ調査業務の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式によるながおか新産業創造センター及びその周辺における産業政策ニーズ調査業務を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年5月16日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、ながおか新産業創造センター及びその周辺における産業政策ニーズ調査業務について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 産イ委第12号
- (2) 委託名 ながおか新産業創造センター及びその周辺における産業政策ニーズ調査業務
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 委託内容

ア ながおか新産業創造センターを取り巻く現状についての評価と分析

(ア) 同センターの利用状況や実績についての評価

(イ) 現在の同センターにおける産業展開のニーズの方向性や強度の分析

【ニーズの分析において考慮することが望まれる事項の例示】

- ・ 国内外の経済社会情勢や技術革新の状況
- ・ 長岡技術科学大学等の実績と社会的評価
- ・ 市外からの投資や国等からの支援が期待できる分野

イ 前項の調査を踏まえた同センターの今後の展望についての考察の提示

(ア) ニーズを踏まえた、同センターの機能強化やその他投資の方向性

(イ) 長岡技術科学大学の機能を踏まえた、同センターの目的・役割のありかた

(ウ) 望まれる施設のイメージ及び概算経費（国内の類似施設の例示等）

ウ 意見交換

調査事項に関して、必要に応じて市や関係機関との意見交換を実施

※なお、「ながおか新産業創造センター」の表記については、施設自体のみならずその立地環境についても含むものとする。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 令和元年度以降に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和7年5月23日（金曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式1-1または1-2）を長岡市商工部産業イノベーション課に提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は、「誓約書」（様式2）も併せて提出してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和7年6月3日（火曜日）午後5時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができます。

質問に対しては、令和7年6月10日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当提案書は、別に定める「ながおか新産業創造センター及びその周辺における産業政策ニーズ調査業務委託簡易評価型プロポーザル参加説明書」を熟読の上作成し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年6月16日（月曜日）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 7部を郵送（配達確認ができるものに限る。）
- (3) 提出先 〒940-0062
長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階
長岡市商工部産業イノベーション課

7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、本プロポーザル参加者の中から、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、総合的に選考し、最優秀者を決定します。

8 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 選考されなかった者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) 詳細は「簡易評価型プロポーザル参加説明書」によります。
- (2) 本プロポーザルで使用する様式の電子データは、長岡市ウェブサイトに掲載しているので、適宜ダウンロードしてください。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和7年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r07propo.html>

10 担当部署

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階
長岡市商工部産業イノベーション課

電 話 0258-39-2402

FAX 0258-36-7385

E-mail sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp